

## 平成 21 年度 個人住民税特別徴収加入促進の取組について

三重県総務部税務政策室

### 1 目的

地方税法では、給与所得者の個人住民税はすべて特別徴収により徴収することとされていますが、現実には給与所得者の 34% が普通徴収となっています。個人住民税の特別徴収による徴収率は 99.6% で、普通徴収による徴収率は 92.4% と、徴収率で 7.2 ポイントの差が生じています。

こうしたことから、特別徴収に係る納税義務者を増やすことにより、現年分の徴収率の向上、ひいては収入未済額の縮減につながると考えられます。(数字は平成 19 年度県計)

そこで、平成 21 年度の取り組みとして、県内全事業所に対し、個人住民税の特別徴収制度について周知を徹底し、特別徴収に係る納税義務者を増やすことを目指します。

### 2 取組内容

事業所(給与支払者)への周知、協力要請

関係団体への周知、協力要請

納税義務者(給与所得者)への周知、協力要請

### 3 これまでの取組

#### (1) 「キックオフ宣言」及び「キックオフ講演会」の実施

8月27日、三重県地方税収確保対策連絡会議において、県・市町共同で、特別徴収加入促進に向けての「キックオフ宣言」を行いました。

また、9月14日、県及び市町職員を対象に、特別徴収対象事業所100%指定に取り組んだ、高知県安芸市の職員による「キックオフ講演会」を開催しました。

#### (2) 事業所、関係団体等への周知・協力要請

県と市町が連携して、特別徴収の実施主体となる企業・事業所等に対し、訪問や電話による制度の周知、特別徴収の実施の要請のほか、税理士会や商工関係団体等に対して協力要請を行いました。

### 4 今後の取組

今後とも、県と市町が連携して、企業・事業所等に対し、訪問や電話による制度の周知、特別徴収の実施の要請を続けていきます。

また、税務署の協力を得て各地域の年末調整説明会での実施の要請や、パンフレットの企業・事業所等への送付等により、県内全域で特別徴収の周知、促進を図っていくこととしています。

なお、当該取り組みは複数年かけて実施することとしており、来年度以降も新たな取り組みを含めて進めていくこととしています。

## &lt; 参考 &gt;

## 個人住民税特別徴収加入促進取組の実施状況

## 1 事業所への周知、協力要請

個人住民税の特別徴収が徹底されていない事業所等に対し、訪問や電話により普通徴収から特別徴収への切り替えを働きかけています。

対象予定事業所数 約 1,000 所 (県内 29 市町)

## 2 関係団体への周知、協力要請

(1) 多くの中小企業の経理(給与計算等)には、税理士が関与していることから、県内税理士会の各支部定例会において、特別徴収実施の協力要請を行いました。

実施日	要請を行った会合	会員数	場所
H21.10.1	東海税理士会桑名支部定例会	103人	桑名メディアライブ
H21.10.5	東海税理士会鈴鹿支部定例会	73人	鈴鹿商工会議所
H21.10.9	東海税理士会四日市支部定例会	187人	四日市文化会館
H21.10.19	東海税理士会尾鷲支部定例会	17人	尾鷲商工会議所
H21.10.20	東海税理士会上野支部定例会	33人	ヒルホテルサンピア伊賀
H21.10.21	東海税理士会伊勢支部定例会	112人	伊勢商工会議所
H21.10.21	東海税理士会松阪支部定例会	79人	松阪商工会議所
H21.10.23	東海税理士会津支部定例会	147人	歯科医師会館

(2) 中小企業等が所属する商工会議所連合会、商工会連合会、建設産業団体連合会等に対し、個人住民税の特別徴収について、会員向け広報誌への掲載による会員への周知等を依頼し、快諾を得ました。

依頼日	依頼を実施した団体
H21.9.28	三重県商工会議所連合会
H21.9.28	三重県商工会連合会
H21.10.6	三重県中小企業団体中央会
H21.10.7	三重県法人会連合会
H21.10.9	三重県建設産業団体連合会

その他、各地域の商工会議所、商工会、法人会、青色申告会において、会員への周知徹底、実施への協力を依頼しています。

## 3 納税義務者への周知、協力要請

県及び市町の広報誌により周知を図ります。効果を上げるため、掲載時期を統一し、11月号又は12月号に掲載することとしています。

## 個人住民税特別徴収加入促進に向けた

### 「キックオフ」宣言

三重県と県内全市町においては、これまでも積極的な税収確保対策に取り組んできたところですが、県内全体の個人住民税の収入未済額は大幅に増加しており、その徴収対策が重要な課題となっています。

特別徴収は、企業等が従業員等の個人住民税を一括して支払うため、収入未済額の縮減につながるるとともに、納税者が直接金融機関等で納税する手間が省け、納付忘れを防ぐなどの効果もあります。

本日、三重県と県内全市町においては、互いに連携して納税者が納めやすい環境を整備することにより、滞納を未然に防止し、ひいては税負担の公平性を確保するため、個人住民税の特別徴収加入促進に向けた取組を行うことをここに宣言します。

平成21年8月27日

三重県地方税収確保対策連絡会議

会長 安田 敏春